

## 秦野市学校給食センター（仮称）施設整備及び運営事業の受注者募集について

令和3年（2021年）12月から、公民連携による中学校完全給食を実現するためのパートナーとして、学校給食センター（仮称）施設整備及び運営事業の受注者を募集します。

この事業では、公民連携の代表的手法であるPFI方式の仕組みを一部に取り入れながらも、本市の実情に合わせて、より効果的・効率的に事業を推進できるよう、「独自の工夫を取り入れたPPP＝秦野方式」による実現を目指します。

### 1 公民連携による事業手法

#### (1) 公有地の活用

市は事業用地（秦野市曾屋830-1）に、借地借家法に基づく事業用定期借地権を設定し、受注者に貸し付けることとします。

なお、借地権の存続期間（契約期間）は20年とします。

#### (2) 民間活力による施設の整備及び維持管理

受注者は事業用地を市から借り受け、学校給食センター施設を設計し、令和3年9月末までに建設することとします。

また、受注者は将来にわたり施設を所有し（市への所有権移転は行わず）、所有する施設及び設備等を事業期間にわたり維持管理することとします。

#### (3) 民設公営（施設貸与型）による学校給食事業の運営

市は受注者が建設した学校給食センター施設を借り受け、「秦野市学校給食センター（仮称）」を設置します。

また、センターには栄養士等の職員を配置し、献立の作成や食材の調達等を直接行います。

なお、給食調理、洗浄、配送・回収、衛生管理等の業務は市が受注者に委託します。

## 2 受注者の募集方法

市が受注者に求める資格要件や要求事項、受注候補者の選定に係る総合評価の基準等を「公募型プロポーザル実施要項」として公表します。

この事業では、民間企業が技術力と創意工夫を最大限に発揮して質の高い事業提案を行えるよう、法令や関係基準等の遵守を前提に、実施手法等の制約は最小限とします。

そのため、従来の総合評価方式による施設整備事業やPFI事業における「要求水準書」のような詳細にわたる条件提示は行わず、本市が目指す中学校給食の事業計画（要求事項）を公表することで、受注希望者の具体的な事業提案につなげるものとします。

## 3 受注希望者に提案を求める事項

- (1) 安全・安心でおいしい、秦野らしい中学校給食の提供
- (2) 生徒と教職員の負担軽減につながる配送・配膳
- (3) 中学校給食を通じた食育の推進
- (4) 地産地消の視点を生かした学校給食の推進
- (5) 中学校給食事業を通じた地域振興 など

## 4 受注者募集に係るスケジュール（予定）

時 期	内 容
4月19日	基本計画の公表（施設整備等基本的事項の決定）
5月17日	実施方針の公表（事業スキームや施設機能要件等の公表）
5月29日	実施方針に関する説明会（現地説明会）
～6月21日	企業からの質問の受付及びサウンディング（個別対話）の実施
7月25日	公募型プロポーザル実施要項の公表（受注者募集開始）
9月上旬	受注希望者の参加申込期限
10月上旬	事業提案書の提出期限
10月下旬	受注候補者の選定（提案者からのプレゼンテーション）
11月上旬	契約交渉及び仮契約締結
12月	市議会の議決による契約締結及び施設整備（設計等）着手

問い合わせ 学校教育課中学校給食担当 電話0463（84）2785